

全社民発第 372 号
令和 4 年 1 月 25 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

全国民生委員児童委員連合会
会 長 得能 金市



こども家庭庁設置後も、民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)が地域において不可分一体の活動を継続できるよう、必要な措置を講じてください。

こども家庭庁設置に向けての児童福祉法の移管に際し、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣とし、児童福祉法と民生委員法双方に民生委員・児童委員制度の運用に関して厚生労働省とこども家庭庁間での連携する旨の規定が法制化されることを前提に、民生委員・児童委員活動が不可分一体の活動として実効性ある制度運用が図られるよう、下記について要望します。

記

1. 厚生労働省は、児童委員を所管するこども家庭庁と連携し、民生委員・児童委員制度の運用(委嘱、定数、活動要領、表彰、研修、関係予算、活動報告等)を一体的に所掌し、現行の制度運営を維持継続すること。
また、地方自治体の制度運用も、国に準じて民生部局等が一体的に担うこと。
2. 厚生労働省に、民生委員・児童委員活動を総括し、こども家庭庁との連携・協議調整を担当する所管課と職員をおくこと。また、連携を円滑に図るため、厚生労働省の民生委員・児童委員担当と、こども家庭庁の児童委員担当を併任する職員をおくこと。
3. 厚生労働省とこども家庭庁及び本会の三者による民生委員・児童委員にかかる制度運用等を協議する場を常置すること。また、この三者協議の場は、地方自治体にも設置を求めること。
4. 民生委員・児童委員活動の環境整備について一層の拡充を図ること。

こども家庭庁設置と児童福祉法移管に関連する要望事項 (詳細)

1. 民生委員・児童委員制度は、厚生労働省が所掌すること

(1) 国

民生委員・児童委員活動は不可分一体である。児童委員を所管するこども家庭庁との連携のもと、民生委員・児童委員制度は、厚生労働省社会・援護局が一体的に所掌し、現状の制度運営の維持継続を基本とすること。

- 民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名
- 民生委員・児童委員に対する研修
- 活動費（民生委員・児童委員活動費、地区民生委員協議会活動推進費）
- 民生委員・児童委員数や活動件数の把握（厚生労働統計-福祉行政報告例）
- 民生委員・児童委員の選任基準
- 児童委員の活動要領
- 地方交付税を含む、民生委員・児童委員関連予算 等

(2) 地方公共団体

- 都道府県・市町村の制度運用も、国に準じて民生部局等が一体的に担うこと。

2. 厚生労働省は、こども家庭庁との連携を所掌業務とすること

(1) 民生委員を所管する厚生労働省が、児童委員を所管するこども家庭庁との連携業務を所掌すること。

- ① 厚生労働省に、民生委員・児童委員に係る所掌を総括する連携・協議調整を担当する所掌課と職員をおくこと。
- ② 担当課は、地域共生や生活困窮者自立支援、重層的支援体制整備事業等を所掌する社会・援護局地域福祉課とすること。
- ③ 厚生労働省の民生委員・児童委員の担当とこども家庭庁の児童委員担当と併任する職員をおくこと。
- ④ 厚生労働省の所掌業務として「児童委員に係るこども家庭庁との連携」を位置づけること。（ウェブサイト「主な仕事（所掌事務）」での明示等）

※現在は社会・援護局に「民生委員に関すること」、子ども家庭局に「児童委員に関すること」と記載がある

3. 二省庁間と地方公共団体に協議調整の場を設けること

- (1)厚生労働省、こども家庭庁、および全国民生委員児童委員連合会の三者協議の場を常置すること。
 - ① 三者協議の場は、「こども家庭庁設置法案等準備室」の段階より設けること。
 - ② こども家庭庁に移管後も、民生委員の所管である厚生労働省を窓口として、協議調整の場を継続すること。
 - ③ 民生委員法・児童福祉法（児童委員・主任児童委員に関する事項）に係る法改正や通知改正等は、必ず事前にこの協議調整の場で検討・協議を行うこと。また、関係予算（地方交付税含む）に関する事項も、同様とすること。
- (2)前述の関係法以外の他省庁（厚生労働省内の他局を含む）が所掌する法律や通知等に明示されている民生委員・児童委員に関わる事項の調整も、この協議調整の場で行うこと。
- (3)三者協議の場は、地方公共団体にも設置を求めること。